

## 評価書(総合評価方式)

### 対象となる政策

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、本評価書では、下記政策1について、事後評価を行う。

<政策体系>

|     | 主要な政策              | 施策              |
|-----|--------------------|-----------------|
| 政策1 | デジタル社会の形成に関する施策の推進 | デジタル社会の形成に関する施策 |

### 評価期間

令和7年1月1日～12月31日

### 評価の方針

デジタル庁における事後評価は、基本的に行政事業レビューをもって代替することとしているところ、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)は、政策評価の方式について、「政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」を始めとした適切な方式を用いる」べきとしている。

デジタル庁は、その政策体系において、二つの「政策」を掲げているが、そのうちの一つである政策1「デジタル社会の形成に関する施策の推進」を実現するための具体的な方策、すなわち「施策」として、「デジタル社会の形成に関する施策」を置いている。

なお、政策1に紐づく「施策」は、令和6年では、「準公共・相互連携分野のデジタル化の推進」「マイナンバー制度の推進」及び「情報システム統一研修運営」の3施策としていたところ、令和7年の実行計画等の見直しにより、「デジタル社会の形成に関する施策」に一本化している。

この一本化された「施策」に包含される事務事業は、デジタル庁が実施する事務事業であって行政事業レビューシートの作成対象となるもののうち、政策2に包含される情報システムに関する事業を除く全てであるところ、これらの事業は、事業目的や効果の発現経路が多種多様である。このため、これらの事業を包含する政策(施策)の評価に当たっては、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モデルを適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析する総合評価方式を用いることとする。

総合評価方式での評価を行う場合には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「重点計画」)の記載も考慮して評価を行う。

## 評価の概要

上記の方針のとおり、デジタル庁における事後評価は、行政事業レビューをもって代替することとしており、評価の結果については、基本的に本政策(施策)のもとに包含される各事業の行政事業レビューシートを参照されたい。

行政事業レビューシートにおいて、「事業の目的」「現状・課題」「事業所管部局による点検・改善」「所見を踏まえた改善点」等が記載されているところ、前記の各事業に係るレビューシートについて、評価に関する記載を抜粋したものが表1である。

評価を行う過程においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「デジタル人材確保・育成計画」「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」等を使用した。

また、学識経験を有する者から、本政策(施策)にかかる事業について、総論として下記の意見を受けたところ。

- 定性的なアウトカムについては、定量的なアウトカムの設定を引き続き検討し、施策の推進に努めること。
- 定量的なアウトカムについては、設定したアウトカム目標を達成できるよう、引き続き、施策の推進に努めるとともに随時、見直しを行うこと。

なお、前記「評価の方針」のとおり、総合評価方式で実施する政策1の評価については、重点計画の記載も考慮して評価を行っている。一例を挙げると、重点計画は「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」の一つに「構造改革のためのデジタル原則」を掲げており、これは準公共各分野を横断したシステム間の相互運用性の確保を包含した概念となっているところ、「準公共・相互連携分野デジタル化推進費」(政策1を構成する事業の一つ)については、準公共分野全体で見た場合の健全な競争環境の確保等を課題と捉え、これについての点検・改善状況を明確にするべく分析を行っている。

表1 政策1に包含される事業に係る行政事業レビューシート（評価関連箇所抜粋）

| 事業名                    | 事業の目的   | 現状・課題   | 事業所管部局による点検・改善   | 所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況の詳細                    | 行政事業レビューシート掲載 URL  |
|------------------------|---|---|--|---|--|
| マイナンバー制度の推進            | マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化と併せて、より公平・公正な社会を実現するもの。／安全で安心なデジタル社会を作っていくために、マイナンバー制度において、個人を一意に特定するIDであるマイナンバー、オンラインで確実な本人確認を可能とするマイナンバーカード、行政手続のオンライン窓口となるマイナポータル、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施が可能となる公金受取口座登録制度の利活用を促進する。併せてマイナンバー制度の利活用の促進のため、「誰一人取り残されない」という観点から、国民に対して丁寧で分かりやすい広報を実施する。  | これまでは、マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及及び安全性等に関しては、テレビ番組の放送や自治体向け各種リーフレットの配付など、積極的に周知・広報を行い、若年層及び高齢者の普及率向上を行うとともに、障がい者、外国人、高齢者等にもわかりやすい広報を行ってきた。また、マイナンバー制度及びマイナンバーカードに加え、公金受取口座の登録や健康保険証利用の申し込みなどに関する質問等については、マイナンバー総合フリーダイヤル（コールセンター）によって対応を行っている。／今後は、今まで同様の周知・広報を行っていくとともに、利用・活用に関する広報活動を行っていく必要がある。                       | アクティビティ101（マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及と利用促進を強力に推進するために、メディアを活用した広報、事業者向け、一般向け広報資料の作成・配布、障害者向け広報資料の作成・配布、コールセンターの運営などの周知・広報活動を実施）の内容について、順調に推移している。  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。    | <a href="#">マイナンバー制度の推進   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>            |
| 情報システム統一研修運営費          | 各府省庁は、政府デジタル人材（IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等におけるDXや、ITガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革（BPR）、データの利活用等に中核となって取り組む人材）の計画的な確保・育成を図るため、各府省庁が策定するデジタル人材確保・育成計画（※）等に基づく取組を実施している。デジタル庁は、これらの人材育成の取組に係る支援の一環として、政府デジタル人材の育成等に資するため、情報システム統一研修を実施。／※各府省庁は、政府機関におけるデジタル化の推進や、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革（BPR）等の担い手となる人材の充実を、中長期的な計画の下で進めるため、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定している。 | 我が国では、デジタル技術の活用が求められる諸課題に対応するために必要な専門性や業務経験を備えた人材が不足しており、政府部内における政府デジタル人材も不足している。／管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組や、AIの活用、業務改革（BPR）などを推進する必要がある。／官民の組織の垣根を超えた人材の行き来の円滑な実施等に向け、技術的な知識を中心とした研修について、より客観的にスキルレベルを評価できるようにすることが必要   | 受講者アンケートの結果等から、研修メニューとして最新の技術動向を踏まえた研修内容の提供を求める要望がみられるほか、研修等の見直しをはじめとして、政府デジタル人材の確保・育成等の取組を一層強化する必要がある。  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。    | <a href="#">情報システム統一研修運営費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>          |
| 公金受取口座登録業務支援経費         | 公金受取口座の登録の仕組みの実現  | 2025年度以降は公金受取口座登録システムの事業にて予算要求・執行に伴い、2024年度をもって本事業単体での管理は終了とする。／※2025年4月1日より金融機関及び預金保険機構への委託業務開始。   | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月21日閣議決定）にて掲げられている誰一人取り残されないデジタル社会を実現する観点から本事業は引き続き必要不可欠と評価する。（2025年度以降は事業自体を公金受取口座登録システムに統合する。）本事業では対面窓口のないデジタル庁に代わり身近な金融機関に委託することで根拠法令「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）」で定める公金受取口座の登録の申請受付を実現する。（申請はそのほかデジタル庁が提供する電子的なマイナポータルにて受付する。） | 今後の事業において、本事業の知見を生かした効率的・効果的な事業の実施、予算の執行に努める。 | <a href="#">公金受取口座登録業務支援経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>         |
| 登記事項証明書の添付省略の推進に係る調査事業 | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、行政手続のデジタル化によって添付書面の省略を推進することとされているところ、登記情報連携の仕組みを活用することにより、登記事項証明書の添付省略を推進する。  | 国の行政機関においては、登記情報連携の利用が進んでおり、多くの手続で登記事項証明書の添付省略が実現している。地方公共団体においても、2024年度には、21団体に於いて登記情報連携の利用が実現するとともに、2025年度の利用拡大に向けて登記情報連携の利用に係る地方公共団体向け説明会を実施した。今後、登記情報連携の利用対象となる地方公共団体を更に拡大する必要がある。  | 2024年度のアクティビティを踏まえ、後続のアクティビティに取り組んでおり、順調に推移している。   | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。    | <a href="#">登記事項証明書の添付省略の推進に係る調査事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a> |
| 準公共・相互連携分野デジタル化推進費     | 各サービス提供者側の事情により、各分野において断片的・画一的なサービス提供となっている準公共分野のデジタル化を推進することにより、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組合せ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようにする。   | 関係者と連携して準公共分野のデジタル化を推進することにより、多様な利用者のニーズに柔軟に対応できる新たなサービスのための基盤を整備する役割を担う。重点計画において、準公共分野として8分野、相互連携分野として2分野が指定されているが、特にデジタル庁の関与の効果が見込まれる「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「デジタルインボイス」、「企業間取引」に注力して取組を進める。準公共分野全体を見た場合、市場が地域分割されている、ベンダと購買者間に情報の非対称性が存在しているといった要因により、ベンダロックインが起りやすくなるなど、健康な競争環境が作られていないという共通の課題がある。        | アクティビティについて、測定指標はおおむね順調に推移している。  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。    | <a href="#">準公共・相互連携分野デジタル化推進費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>     |
| サイバーセキュリティ対策等事業費       | 国家を背景とする組織によるものを含め、システムの脆弱性やバックドア等を利用した高度な攻撃等によるセキュリティインシデントが深刻化する中、デジタル庁においても、情報システムの設計・開発段階を含めてセキュリティの強化を図ることは重要である。／特に、刻々と進化するハッカーの手法に対抗するため、ハッカーの思想も踏まえて企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する考え方（セキュリティ・バイ・デザイン）に基づきシステムを開発・運用するとともに、運用・保守段階含めシステムの脆弱性を未然に発見・防止するなど、システムライフサイクル全体で対策を確実に実行することが重要である。／また、デジタル庁が整備・運用するシステムに対し、セキュリティポリシー等に準拠して適切な運用が行われているか等の検証・監査やCSIRT要員への研修等によりセキュリティ確保に必要な体制を整備する。  | 社会全体へ浸透するDXやAI・量子技術等の進展により、サイバー空間を巡るリスクが急速に変化する中、国家を背景とする組織による高度なサイバー攻撃が行われ、サイバー攻撃により重要インフラが停止するなど、我が国の経済社会、国民生活及び安全保障に及ぼす影響は深刻さを増しており、国民の生活や経済活動の基盤となる政府等の情報システムにおける対策の重要性はますます大きくなっているところである。「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」に向けて、デジタルを活用した良質な利用者体験の実現と併せて、デジタル化の進展に伴う負の側面の影響を最小化することが必要であり、脅威が増大しているサイバーセキュリティの確保が求められている。 | アクティビティ①～③について、測定指標は順調に推移している。   | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。    | <a href="#">サイバーセキュリティ対策等事業費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>       |

|                               |  |  |  |  |   |
|-------------------------------|--|--|--|--|---|
| デジタル庁・各府省共同プロジェクト等の支援に係る調査研究費 | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、デジタル庁においては、デジタル庁・各府省共同プロジェクトや独立行政法人の情報システムに関するプロジェクトに対し、伴走型支援を行うこととしているところ。／こうした状況の中、本施策は伴走型支援の一環として、各府省や独立行政法人の具体的なプロジェクトが直面している課題に対し、専門的な知見に基づく課題の調査や解決策の提案、解決策の実現に向けたデジタル庁と関係機関等との調整等の支援を実施するとともに、得られた知見やノウハウ等について、他のプロジェクトに横展開を行うことができるよう調査研究報告書の形で取りまとめを行うものである。                       | デジタル庁・各府省共同プロジェクトや独立行政法人の情報システムについては、構造の刷新やコストの削減、共通機能の活用、クラウド化、UI・UXの改善などを促進する伴走型支援を実施しているところ。／このような状況を踏まえ、デジタル庁・各府省共同プロジェクトや独立行政法人の情報システムについて、各プロジェクトが直面する課題に対して、専門的な見地に基づく課題の調査や解決策の提案、解決策の実現に向けたデジタル庁と関係機関等との調整等の支援が必要な状況。   | -  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">デジタル庁・各府省共同プロジェクト等の支援に係る調査研究費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a> |
| トラストサービスの普及のための基準改正検討調査費      | Society5.0の実現に向けて社会全体のデジタル化を進めるためには、インターネット等における非対面での本人確認やデータの真正性確保・改ざん防止等の仕組みが必須であり、被害額が年間300億円にも上るインターネット上の成りすまし被害等を防止するためにも、電子署名や電子委任状等のトラストサービスの重要性が大きく高まっている。そのため、電子署名や電子委任状の法的効力の明確化や関連する基準の見直し等による利便性の向上を通じてこれらのトラストサービスの普及を促進することが、社会全体のデジタル化のために必要不可欠である。さらに、このようなトラストサービスの国際的な相互運用性を確保していくことで、国際的な取引やデータ流通の一層の活性化が期待される。 | 民間企業におけるトラストサービスの利用率は2021年12月時点でわずか約25%にとどまっており、その理由として、法的な効力に対する不安がある、そもそもサービスの存在を知らない、といった課題も示されているほか、行政分野においても、厳格な本人確認や真正性の担保が必要な手続はデジタル化の対象外となっているなど、トラストサービスが十分に普及しておらず、これが社会全体のデジタル化のボトルネックとなっている。   | 目標アウトプットとして設定していた電子署名法のモダン化対応のための施行規則等改正案および電子契約ガイドライン案について、適切に作成した。トラストサービスの普及率は35%に上昇した。                           | 今後の事業において、本事業の知見を生かした効率的・効果的な事業の実施、予算の執行に努める。  | <a href="#">トラストサービスの普及のための基準改正検討調査費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>      |
| Trusted Web 実装等推進事業           | 様々な社会活動のデジタル化が進む一方、特定のプラットフォームによるデータの囲い込みや勝者総取りによる富の偏在、データの取扱いに対する不安が問題となる中、インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築（Trusted Web）に向けて、本事業を通じて、具体的に解決される課題を「見える化」するとともに、さまざまな産業分野におけるユースケースを創出し、Trusted Webの具現化及び国際標準化、ひいてはDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の実現につなげる。   | 2020年6月のデジタル市場競争会議における「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」の提言を受け、DFFTの具現化も視野に、2020年10月「Trusted Web 推進協議会」が発足し、2021年3月に、内外の様々な関係者と協力・連携していくため、「Trusted Web ホワイトペーパー ver1.0」がとりまとめられた。その後、事例の机上検討を踏まえてTrusted Webのアーキテクチャーについて検討し、2022年8月に「Trusted Web ホワイトペーパー ver2.0」へ改訂、2023年11月には更なる検討を踏まえて「Trusted Web ホワイトペーパー ver3.0」へ改訂を行った。こうした取組を通して、Trusted Webの実現に向けた考え方や論点を発信しているが、そのメリットについて、国内外のステークホルダー、特にユーザーとなる企業等の理解を更に広げていくといった課題がある。               | 定義したアクティビティに従い、有識者会議での議論も踏まえてユースケースや導入メリットを整理したほか、予想されるリスクを統制するためのガバナンスを検討するなど、必要なアクションに取り組んでいる。                     | 今後の事業において、本事業の知見を生かした効率的・効果的な事業の実施、予算の執行に努める。  | <a href="#">Trusted Web 実装等推進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>           |
| デジタル法制推進に必要な経費                | デジタル改革、規制改革、行政改革に徹底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。   | ・現在までに、デジタル庁と規制所管府省庁が連携した技術検証、テクノロジーマップ・技術カタログの整備・更新等を実施してきた。デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しを着実に実施するため、テクノロジーマップ・技術カタログの技術情報の一層の充実や利便性の向上が引き続き必要。また、見直しにより活用可能となった技術導入を促進するため、技術の情報・導入事例の情報を、現場に発信すること等が必要。／これらの情報等も活用し、見直しを進めた結果、7項目のアナログ規制に関する法令及び通知・通達等について、見直し作業が必要とされた8,162件のうち7,983件の見直しが完了（2025年5月時点）。見直しが未了となっている残りの179件の規制についても、着実に見直しがなされるよう、引き続きフォローアップを行っていく。／社会全体のデジタル化を推進するため、国だけでなく地方公共団体においても、アナログ規制の点検・見直しを一層促進することが必要。 | アクティビティ①～③について、短期・長期とも測定指標は順調に推移している（概算要求提出時点（令和7年8月末時点）での記載）。   | いただいたご指摘を踏まえ修正。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">デジタル法制推進に必要な経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>                |
| CIQ 手続効率化推進事業                 | 日本への入国に係るCIQの手続（検疫、入国審査、税関申告）について、訪日外国人等の更なる増加が想定される中、諸外国におけるCIQ手続の電子化・デジタル化、ワンストップ化の事例等を把握し、それらの成功事例を取り込めるように諸外国のCIQ手続の現状等について調査を行い、日本のCIQ手続の最適化を検討していくもの。  | 日本への入国等に係るCIQ手続については、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性向上を図る観点から、デジタル庁は、令和3年（2021年）12月より「Visit Japan Web」の運用を開始し、日本のCIQ手続として定着しつつある。今後、インバウンドの拡大を含む観光立国の取組において、日本への入国等に係る一連のCIQ手続（検疫、入国審査、税関申告）の更なる利便性向上は喫緊の課題となっている。   | 諸外国におけるCIQ手続等のデジタル化事例を把握し、Visit Japan Webの利用を前提とした日本のCIQ手続のあり方を検討していくなかで参考にした。その結果、Visit Japan Webの登録率30%維持に大きく貢献した。 | 今後の事業において、本事業の知見を生かした効率的・効果的な事業の実施、予算の執行に努める。  | <a href="#">CIQ 手続効率化推進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>                 |
| 民間ビジネスにおけるマイナンバーカード利活用促進事業    | デジタル社会の早期実現に向けて、安全・安心な「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性の向上を更に推進する。  | マイナンバーカードの普及率が高まった現状において、国民の更なる利便性向上を図るため、マイナンバーカードの利活用シーンのさらなる拡大が求められる。   | 本事業における課題の整理を実施  | 代表的な利用シーンに対する定量的なアウトカムの設定できるのではないかとのご指摘について、民間・行政におけるマイナンバーカードの利活用拡大を図るための実証等であり、想定される代表的な利用シーンのフィージビリティも含めて事業の実証段階であるため、現時点で定量的な目標の設定が困難と考えております。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ確に検証し、効率的執行に努めます。 | <a href="#">民間ビジネスにおけるマイナンバーカード利活用促進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>    |

|                                    |   |   |  |  |  |
|------------------------------------|---|---|--|--|--|
| 医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム基盤の構築事業 | マイナンバーカードの利用シーンを拡大し、令和6年12月2日のマイナ保険証を基本とする運用への円滑な移行に向けてマイナンバーカードの利便性を国民に早期に実感いただくために実施するものである。  | ・国公費や地方単独の医療費助成について、医療機関等を受診等する際にマイナンバーカード（マイナ保険証）とは別に、紙の受給者証を持参し提示する必要がある／・予防接種や妊婦健診、乳幼児健診について、予診票・問診票を何度も手書きする必要がある。また、健診結果や接種記録をタイムリーに確認することができない／・介護保険について、被保険者、市町村、事業所等の中で介護保険被保険者証がやり取りされており、効率的な業務となっていない  | PMH システムと連動するオンライン資格確認システムについて、PMH 側で必要となる医療機関マスタの自動連携（自動更新）を行うことや、患者がマイナ保険証を利用した際に顔認証付きカードリーダーに表示される画面において当該患者が有する医療費助成の受給者証の種類を表示するとともに個別選択を可能にするなど、PMH の全国展開に向けて必要な対応を行った。また、令和6年度は400自治体が参加できるよう周知・協力依頼も含め、様々な取組を行ったが、自治体システム標準化の影響もあり、目標数には届かなかった。令和7年度は厚生労働省が自治体向けの補助金を創設しており、令和8年度中に全国規模での導入ができるよう、厚生労働省と連携して、取り組む。 | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。                            | 医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム基盤の構築事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム |
| 医療機関等でのマイナンバーカードの利活用推進事業           | 本事業は、マイナンバーカードを利用するメリットを実感してもらうため、公費負担医療や地方単独医療費助成の医療証や各医療機関の診察券をマイナンバーカードに一体化させるなどの環境整備を進めていくことを目的とする。   | 令和6年12月2日のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けてマイナ保険証の利用を進める中、医療DXにおけるメリットを国民により実感していただくために、マイナンバーカード一枚で医療機関を受診できることを目指しているものの、診察券が残り続ける場合、以下の支障が生じ、マイナ保険証利活用促進の妨げとなるおそれがある。／・患者がマイナンバーカードと診察券の2枚を所持するため一体化のメリットを感じられない／・再来時の動線が「再来受付機→受付窓口のオンライン資格確認端末」という非効率なものとなる／・医療機関の事務負担は軽減されない  | マイナ保険証の利用率を向上させるため、補助金を制定し、多くの医療機関・薬局がシステム改修を実施したが、予算上、想定していた医療機関・薬局数には届かなかった。   | 今後の事業において、本事業の知見を生かした効率的・効果的な事業の実施、予算の執行に努める。                          | 医療機関等でのマイナンバーカードの利活用推進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム           |
| 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する経費           | 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、デジタル行財政改革会議の取組と連動して、国と地方公共団体が緊密に連携し、共通SaaS等の利用の促進など、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めることで、人口減少社会において必要となる、公共サービスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進める。／また、上記基本方針及び「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会 報告書」（令和6年5月公表）に基づき、2030年頃の国・地方ネットワークの将来像の実現に向けて、国・地方での平時のコスト効率向上、レジリエンスの確保、地方の負担軽減のため、仮想化技術を活用しつつ、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化について検証するとともに、セキュリティの強化と利便性を両立するため、地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入について検証する。 | 急激な人口減少社会の中で、行政サービスを含め担い手不足が急速に深刻化している中にあっても、質の高い公共サービスを維持し、更に国民の生活様式やニーズの多様化に柔軟に対応していくためには、公共サービスのDXを進めていくことが不可欠である。こうした問題意識の下、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）では、各府省庁による所管分野のBPRとデジタル原則の徹底（タテの改革）とDPI（Digital Public Infrastructure）の整備・利活用と共通SaaS利用の推進（ヨコの改革）による、国・地方デジタル共通基盤（※）の整備・推進をすることとされており、デジタル庁を中心に、共通SaaSに関する調査、初期段階での業務の標準化を含む実証やシステム設計・開発・導入、共通仕様書の作成、普及策の具体化を行うとともに、開発された共通SaaS等が地方公共団体において活用されるよう、地方公共団体と円滑なコミュニケーションを図り、現場の課題やニーズを把握しつつ共通SaaSの普及拡大等を担う地方公共団体の支援窓口となる体制や、共通SaaS導入の前提となるBPR支援等を行う体制を強化することとされている。／（※）国及び地方公共団体的一方又は双方が利用する、デジタル化を進めていく上での共通の基盤であり、マイナンバーカード等の国及び地方公共団体が共通して利用するDPI、官民でデータを連携するために国又は地方公共団体が整備するデータ連携基盤を活用して国又は地方公共団体が共通して利用できるSaaS（共通SaaS）、クラウドやネットワーク等の物理／仮想基盤等により構成される。／国・地方デジタル共通基盤のうち、ネットワークについては、「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会 報告書」（令和6年5月公表）の内容も踏まえ、上記基本方針において、国のネットワーク基盤を地方公共団体と共用することの可否の検討を行うこと、地方ネットワークにゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入するにあたり、調査・実証などに関し、国が主体的に取り組む必要があることが示されており、2030年頃の国・地方ネットワークの将来像に向けて検証をはじめとする取組を進めることが重要である。 | 事業の進捗状況を踏まえたうえで、アクティビティやアウトカム等の見直しを行った。  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。                            | 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム           |
| 各省庁等の行政手続・補助金調査及び共通機能展開支援事業        | 各省庁等の事業者向けの行政手続・補助金申請において、オンライン化状況を適切に把握し、汎用的な電子申請システムであるe-GovやJ Grants等の利用を推進することで、事業者向けの行政手続等の電子申請対応を進めること。／また、各省庁の手続処理システムにおいて、デジタル庁の開発する共通機能の認知を広げ、共通機能の導入を進めること。   | 各省庁等の行政手続・補助金申請においては、年間に数十万件規模のスケールメリットが望める手続を除き、オンライン化が遅れており、依然として紙で申請が行われている実態がある。共通機能についても、十分多くの手続処理システムには利用されておらず、重複した機能開発・運用が行われている。   | 事業者向けの行政手続・補助金申請について、今年度も各省庁等のオンライン化の状況を調査するため、その準備として体制構築を開始した。電子申請に対応した事業者向けの行政手続等の種類数の向上を目指して、まずはプロジェクトの円滑な推進に向けた計画策定と管理を行い、デジタル庁内の手続システムや共通機能の確認、既存の調査結果の整理・分析を通じて、調査・展開支援の対象となる機関や手続・補助金を特定する。  | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。                            | 各省庁等の行政手続・補助金調査及び共通機能展開支援事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム        |
| 政府によるAI調達・利活用等調査事業                 | 政府内でもAIの活用が重要なテーマとなる中、政府内におけるAIの安全、効果的かつ適切な利活用を推進すること。  | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）においては、社会全体へのAI実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、各府省庁へのAI統括責任者（CAIO）を設置するとともに、デジタル社会推進会議に先進的AI利活用アドバイザーボードを設置する等AIのガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、政府における生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めていくことが求められている。また、今後の政府における生成AIの利用拡大を見据えて、政府全体としての生成AIシステムの最適化を図る観点から、政府横断のAIシステム形成等を検討する必要がある。   | 本事業は、令和6年度補正予算の全額を令和7年度に繰越しているものであることから、令和6年度は事業の有効性や事業の効果・効率性について評価出来ない。  | 外部有識者から提言のあった事項の改善に取り組む。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。 | 政府によるAI調達・利活用等調査事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム                 |

|                          |   |   |   |  |  |
|--------------------------|---|---|---|--|--|
| 産業用データ連携推進事業             | 公平かつ競争力のあるデジタル経済の実現や産業データの有効活用を通じた国際競争力の強化、(ドローン、自動運転をはじめとした新たなモビリティサービス等) デジタルを活用した様々な技術のサービス実装を実現するために、複数ロボットの分散協調運行のための共通技術の改良を実施する。   | 現在、産業用データ連携基盤のアーキテクチャは整備されつつあるが、そのアーキテクチャが普及に適したものか、検証が必要な状況にある。サービスロボットの高度利用に繋がる開発・実装を促進するため、複数モビリティ(サービスロボット等)間でのデータ交換を含めた協調制御技術の検討を行い、ハード・ソフトの仕様・ルール等を検討する必要がある。   | 2025年度開始事業のため、2024年度の点検・改善は不可。  | 外部有識者から提言のあった事項の改善に取り組み。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">産業用データ連携推進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>             |
| 電子署名・電子委任状の利活用促進事業       | 事業者等がDXを進める際に必要となる電子署名等のトラストサービスを普及することにより、成長力に資する国内投資促進に取り組むための環境整備を進める。   | ・電子署名法に基づく特定認証業務の認定基準について、法施行後、大きな改正が行われておらず、近年の技術動向等に対応出来ていない。利用しやすい電子署名サービスの幅を広げ、経済活動等のデジタル化を進めるために、認定基準の早急なモダナイズ化が必要。／・これに限らず、経済活動等のデジタル化を進めるために、電子委任状等のデジタル社会におけるトラストに関する取組についても推進することが必要。  | 電子署名法令の改正等について、庁内外の関係者や事業者との調整を踏まえ、より慎重に技術的な検討等を行う必要が生じたこと等から翌年度に繰り越して事業を実施することとした。 | 外部有識者から提言のあった事項の改善に取り組み。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">電子署名・電子委任状の利活用促進事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>       |
| データ連携促進に向けたデータ標準等整備事業    | データの利活用・連携を推進するには、多様な主体が保有するデータを、システムを跨いで利活用・連携できることが重要である。本事業では、データに係る標準等の整備を行い、これが政府情報システム及び官民のデータ連携基盤において参照されることで、データの活用しやすさや相互運用性の向上、システム設計・運用におけるコスト削減といった効果の実現を目指す。   | これまで、様々な主体がそれぞれでシステムを開発してきたことで、システム間におけるデータの相互運用性が不足しており、データの利活用・連携への課題となっている。／このようなシステムのうち、政府情報システムにおいては、デジタル社会推進標準ガイドラインのデータ連携に関するドキュメントとして、政府相互運用性フレームワークの中で一定のデータモデルの構成の考え方を示してきたが、具体的な実装は道半ばであり、データ標準・連携のニーズに合わせたデータ標準の整備を進めることが求められる。／また、データ連携基盤については、様々な分野で検討・整備が進められている中、データ連携基盤における相互運用性の確保や、安心してデータ連携基盤に参加できる機能・仕組みの整備が今後の課題となっている。   | 2025年度から問題なく事業が開始されている。   | ・定量的な目標を定めるにあたり、現在、GIFは政府情報システムの整備にあたってデータモデル策定のための参照ドキュメントとして留まり具体的な実装には至っていない段階であり、定量的な目標値の設定が困難な状況であることから修正不可の対応となります。現在、政府情報システムにおけるデータ標準化を加速させるため、政府情報システムでのGIF実装の可能性の調査、データ標準化のニーズが高い準公共分野等の政府情報システムにおける活用及び普及に向けた取り組みの検討を進めているところ。これら取組を進めていく中で、ご指摘事項を踏まえ、引き続き定量的なアウトカムを設定できるよう検討を続けてまいります。・データ連携基盤におけるデータ連携・共有が活発に行われるためには、データ連携・共有を行うコミュニティ等における信用性・相互運用性を確保するための機能・仕組みが必要であるところ、信用性・相互運用性の在り方や、どのようなデータ連携基盤やトラスト基盤によって信用性や相互運用性を担保すべきかについて、引き続き検討が必要であり、現時点で定量的な目標値の設定が困難な状況であることから修正不可の対応となります。ご指摘事項を踏まえ、引き続き定量的なアウトカムを設定できるよう検討を続けてまいります。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努めます。 | <a href="#">データ連携促進に向けたデータ標準等整備事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>    |
| 自治体のデジタルサービス実装に向けた調査研究事業 | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)に基づき、Well-Being指標活用推進に係る取組の一環として、デジタル技術を活用した取組の更なる推進による地方創生2.0の実現に向けデジタル実装の取組を推進する。   | 自治体によるデジタル実装の取組は今後もさらに進んでいくが、サービス利用者である住民の巻き込み方を考慮しないままサービス実装を行うなど、多くの自治体においてサービス利用の実態を正確に捕捉のうえ分析することができていない現状にあり、実装したサービスの改善と更なる普及に課題を抱えている。   | 予算を2024年度から次年度に繰越。2025年度にて事業実施。   | いただいたご指摘を踏まえ修正。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。  | <a href="#">自治体のデジタルサービス実装に向けた調査研究事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a> |
| デジタル施策に関する広報経費           | ・「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向け、デジタル行政サービスを促進する。／・デジタル行政サービスを促進するにあたり、社会のデジタル化に適応することに一定のためらい等が存在し、デジタル行政サービスに対する信頼度また満足度も高くない状況にある。そのため、デジタル庁の取り組みによってどのように社会生活がポジティブに変化するのかを、正確かつわかりやすく国民に伝え、ためらい等を払拭する必要がある。そのために、デジタル庁の取組にこれまで興味関心がなかった方にも訴求できるよう、短時間で多くの情報を伝えられる動画制作およびオフライン/オンライン広告による発信の事業を行う。 | ・デジタル庁は、国民に対する政策・サービスの正確な情報提供の強化に取り組んでいるが、令和6年度の意識調査によれば、多くの国民が、社会のデジタル化への適応に「ついていけない」と回答しており、また、デジタル行政サービスへの信頼度・満足度の向上についても改善の余地がある。／また、生活者の認知手段としては依然「テレビ」が主流である中、生活者は「インターネットでの情報発信」や「世代に応じた発信」を求めており、既存の広報手法だけでは十分な対応が難しい状況にある。こうした情報格差と受信者ニーズの乖離が、行政広報の到達度と効果に課題を生んでいる。／・令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が停止されたほか、令和7年3月にマイナ免許証の運用が始まるなど、デジタル行政サービスの利用を推進する必要性が高まっている。一方で、社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果、社会のデジタル化に適応できていると回答した方の割合は29.8%となった。 | -   | 引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。  | <a href="#">デジタル施策に関する広報経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>           |

|                             |  |   |  |   |   |
|-----------------------------|--|---|--|---|---|
| <p>経済協力開発機構拠出金</p>          | <p>OECDは、経済・社会等多岐にわたる分野において、国際的なスタンダードやルールの形成、加盟国間の相互審査（ピア・レビュー）、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力といった活動を実施。我が国は1964年の加盟以来、これら活動に積極的に参加するとともに、これらから多くの知見を得て、我が国の経済・社会分野の政策策定に活用してきている。／本事業では、任意拠出金を活用し、戦略的かつ機動的にこれらに関与することにより、日本にとって好ましい国際経済環境を創出する。主要な活動としては、2014年に日本が立ち上げを主導し本年10周年を迎えた「東南アジア地域プログラム」があり、日本企業も多数進出し世界経済の成長センターたる東南アジア地域において、域内諸国のビジネス環境の改善を促すことにより日本企業の活動環境の改善に資する他、我が国のプレゼンス拡大も見込める。</p>   | <p>昨今の国際情勢において、自由、民主主義、市場経済などの「共通の価値」に基づき加盟国が連携するOECDは、その重要性を増している。OECDには現在38か国が加盟しており（<a href="https://www.oecd.org/about/">https://www.oecd.org/about/</a>）、各加盟国が分担金を負担することによりその活動が支えられている。我が国は米国に次ぐ第2位の分担金負担国として、OECDにおける存在感を維持し、経済・社会等の多岐にわたる分野において我が国に有益なルールメイキング等を主導することを通じ、OECDを活用した外交を展開していく。／現状、OECDにアジアから加盟している国は、2か国（日本、韓国）のみであり、アジア太平洋地域における数少ないOECDの海外地域事務所であるOECD東京センターを通じて、任意拠出金を活用した日本が優先するOECDのアウトリーチ活動の支援を実施し、東南アジア諸国等にOECDのルール・スタンダードを普及し、上記事業目的の達成を図る。</p>  | <p>個別プロジェクトの形成段階から、我が国としての立場をプロジェクトに反映させるべくOECD事務局と協議を行っており、任意拠出金の効果的・効率的な執行に努めている。「東南アジア地域プログラム（SEARP）」は、日本企業が多数進出しており、世界経済の成長センターたる東南アジア地域における我が国のプレゼンス強化及び日本企業の活動環境の改善にとって重要であるが、OECDによる東南アジアへのアウトリーチの拠点として活動するOECD東京センターも活用しながら、東南アジア諸国のOECDへの関与を高めるプロジェクトに重点的に拠出している。</p> | <p>引き続き適切かつ効率的な事業実施に努めるとともに、事業実施に必要な経費を要求する。</p>    | <p><a href="#">経済協力開発機構拠出金   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a></p>          |
| <p>人事管理業務のデジタル化推進に必要な経費</p> | <p>■非常勤職員の給与支給業務における最適化に向けた調査研究業務／本事業において、現状・課題に記載されている問題①～問題②の2点の問題を解決するため、次の3点の業務分析を行い、原因を突き止め、取りうる対策を列挙しその優先順を設定する（対策の一つとして、システム導入も候補とする）。／具体的には以下とする。／（1）業務の可視化と分析／（2）あるべき業務の設計／・給与計算に係る申請管理／・給与・賞与明細、源泉徴収、年末調整などのデータ管理／・マイナンバーのデータ管理／（3）給与計算業務を行う上での理想的な役割・体制の検討／／／■雇用保険/社会保険事務の外部委託/雇用保険事務及び社会保険事務については、雇用保険法、厚生年金保険法、共済組合法、退職手当法、給与法、所得税法、人事院規則など関連法令の条項が1,000を超えており、複雑な業務内容となっている。／また、デジタル庁には週1～週5の勤務日数、1時間～7時間45分の19の勤務時間があり、デジタル庁以外での複数勤務者もあるため、業務をより複雑にさせている。加えて、当面1,500名規模の組織（令和6年6月21日閣議決定）とすることを目安として体制整備を行う旨の閣議決定がなされており、今後これら業務の対象となる職員数が増加予定である。／業務に係る高度な専門知識が必要なこと、膨大な手続きを期日に行う必要があることから、限られた体制での実施が困難な状況にあり、社会保険労務士法人に当該業務を委託することで適切な業務遂行とデジタル庁の人員体制の拡充に合わせた柔軟な対応を期待する。</p> | <p>■非常勤職員の給与支給業務における最適化に向けた調査研究業務／デジタル庁は、デジタル社会の実現に向けて、当面1,500名規模の組織（令和6年6月21日閣議決定）とすることを目安とし体制整備を進めているところ、現在1,000名を超える職員のうち、半数以上が非常勤の国家公務員（以下、非常勤職員）を占め、その割合は今後も増加する見込みである。／そのような組織構成において、非常勤職員における給与計算業務（※）を行う上で、以下の2点の「業務の複雑さ、非効率さ」を抱えており、適正な給与支給を行うために、必要以上の工程や工数を費やしている。今後の非常勤職員の増加に応じて、給与計算の品質の低下を招く可能性があることから、これらの問題の解決は急務である。／（1）担当者の高い作業負荷／（2）給与担当者における作業ミス（ヒヤリハット含む）／本調査・研究では、上記の課題解決にむけて、現状の業務の可視化および最適な業務概要の設計、業務のBPRの検討を目的とする。／※デジタル庁での非常勤職員の給与計算業務とは、昭和二十五年法律第九十五号一般職の職員の給与に関する法律の常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用される給与計算業務を云う。／／／■雇用保険/社会保険事務の外部委託/上記のとおりデジタル庁では当面1,500名規模の組織とすることを目安とし体制整備を進めているところ、現在1,000名を超える職員のうち、半数以上が非常勤職員であり、その割合は今後も増加する見込みである。／そのような組織構成において、複雑な非常勤職員に係る雇用保険及び社会保険に係る事務を遅滞・遺漏なく行う必要がある。</p> | <p>現状、各府省庁の国家公務員が行う、給与支給や雇用保険/社会保険業務をはじめとする定常業務を極力外部化し持続的に運用を行うことで、行政組織全体の人的リソースを関係間調整や企画業務に注力できるようになる姿を実現し国家行政全体の事業の有効性を確保すること、を目的とし、外部化に係るノウハウを有する職員が多く在籍するデジタル庁においてその先駆けとなる役割を果たす。</p>  | <p>引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。</p>  | <p><a href="#">人事管理業務のデジタル化推進に必要な経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a></p> |
| <p>法人共通認証基盤（GビズID）広報事業</p>  | <p>事業者等（法人・個人事業主を含む。）が様々なサービスにログインできる認証機能である法人共通認証基盤（GビズID）について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、原則すべての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各府省庁と連携して接続システム数の増加を図る。また、デジタル公共インフラの1つと位置づけその利用拡大を進めていく。</p>  | <p>サービスの運用開始後、利用者数は着実に増加している一方、現在の取得率は約23%にとどまっている。過去に実施したアンケート等においては、サービスを認知している方のうち6割は既にアカウント取得をしているものの、現時点での認知率は14%にとどまり、まずは認知率の向上を進める。</p>  | <p>適切な成果目標を設定し、達成度についても確認し随時改善に努めており、効果的かつ効率的な執行を行う。</p>   | <p>事業開始後、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。</p> | <p><a href="#">法人共通認証基盤（GビズID）広報事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a></p>  |
| <p>生成AI評価用データセットの作成及び公開</p> | <p>令和7年6月13日に閣議決定された重点計画では、「社会全体へのAI実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、今通常国会において成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、AIの社会での活用に向けた政府の体制整備を円滑に実施するとともに、政府が率先して安全・安心なAI活用を進める。これまでデジタル庁を中心に実施されてきた生成AIの検証事業や「AIアイデアソン・ハッカソン」等によるユースケースの掘り起こし結果等を踏まえ、同庁の内部開発を更に加速させるための環境を整備した上で、同庁の内部開発により政府等におけるAI基盤（ガバメントAI（仮称））を構築するとともに、AI利活用に資する政府保有データの整備・普及を行う。」としています。政府が保有するデータを活用して評価用データセットを整備・公開することで、国内外において、公平かつ透明にモデル性能を比較できる環境を提供し、政府等においては、生成AIの調達において当該評価用データを使用し、適切な生成AIの選定を行える環境を整備します。</p>   | <p>現在、日本語に関する高品質な評価データが不足しており、特に法令や行政文書など日本固有の情報に基づくAI評価が困難です。既存のデータは量的には豊富でも、日本特有の情報不足しており、日本で使用する上での生成AIの性能を正確に測定することが難しい状況です。また、専門的な知識を要するデータ整備には人的・技術的なリソースが必要であり、継続的な取り組みが求められています。</p>  | <p>-</p>   | <p>事業開始後、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。</p> | <p><a href="#">生成AI評価用データセットの作成及び公開   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a></p> |
| <p>電子署名の利活用促進等業務</p>        | <p>事業者等がDXを進める際に必要となる電子署名等のトラストサービスを提供することにより、成長力に資する国内投資促進に取り組むための環境整備を進める。</p>   | <p>・電子署名法に基づく特定認証業務の認定基準について、認証業務用設備にクラウドHSM等のクラウドサービスを利用することが考慮されておらず、近年の技術動向等に対応していない。利用しやすい電子署名サービスの幅を広げ、経済活動等のデジタル化を進めるために、認定基準の早急な見直しが必要。／・これに限らず、経済活動等のデジタル化を進めるために、電子署名等のトラストサービスの普及啓発に関する取り組みについても推進することが必要。</p>  | <p>-</p>   | <p>事業開始後、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。</p> | <p><a href="#">電子署名の利活用促進等業務   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a></p>        |

|                                   |   |  |  |  |   |
|-----------------------------------|---|--|--|--|---|
| 耐量子計算機暗号(PQC)への移行に係る調査検討業務        | 量子計算機技術等の進展が見込まれる将来においても、電子署名法に基づく特定認証業務に関する認定制度の円滑な実施を図るために必要な対策を講じる。  | 量子計算機技術の進展に伴い、現行暗号の一部の危殆化が懸念されている。電子署名法に基づく特定認証業務においても危殆化が懸念される暗号技術を利用しており、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、暗号移行方針の策定が必須である。   | -  | 事業開始後、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">耐量子計算機暗号(PQC)への移行に係る調査検討業務   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>        |
| 窓口 BPR アドバイザー派遣事業                 | 本事業では、自治体における「書かないワンストップ窓口」を実現することで、自治体窓口の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指す。／具体的には、デジタル3原則（「デジタルファースト」「ワンズオンリー」「ワンストップ」）の考え方にに基づき、窓口業務とともにバックヤード業務までを自治体が自ら業務改革（BPR）を行い、保有情報やマイナンバーカード等のデジタルの力を最大限活用することで、「書かないワンストップ窓口」（「書かない」「待たない」「回らない」）を実現し、行政サービス享受する住民、行政サービスを提供する自治体職員、双方の課題の解決を図る。  | 業務改革が進んでいない多くの自治体窓口では、行政サービス享受する住民、行政サービスを提供する自治体職員のそれぞれが課題を抱えている。／手続を行う住民が抱える課題として、「何度も同じ項目を書かされる」「都度、窓口で待たされる」「複数の窓口で回される」などがあり、自治体職員が抱える課題には、「申請書ごとに記入方法の説明が求められる」「記入内容の確認作業が多岐に渡る」「業務の複雑化に伴い、業務が属人化する」などがある。   | デジタル庁が窓口 BPR アドバイザー派遣事業を行うことで、先行自治体の窓口業務改革に係るノウハウ・知見を効率的に横展開し、住民の待ち時間や手続きに要する時間と、職員の窓口対応に要する時間の削減を図るとともに、窓口業務のデジタル化に資する窓口 DXaaS の導入につなげることができる。            | 事業開始後、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">窓口 BPR アドバイザー派遣事業   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>                 |
| Visit Japan Web の利用促進のための周知等に係る経費 | 訪日旅行者に Visit Japan Web を安定的に利用していただけるよう、その認知度を高めるための取組を国内外で効果的に行うための経費  | 日本への入国等に係る CIQ 手続については、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性向上を図る観点から、デジタル庁は、令和3年(2021年)12月より「Visit Japan Web」の運用を開始し、日本の CIQ 手続として安定的に利用されている。／他方で、訪日外国人旅行者向けの消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の改正など、Visit Japan Web を取り巻く環境に変化が生じてきており、そのような環境の変化の中であっても Visit Japan Web が安定的に利用される必要がある。 | Visit Japan Web の利用促進のためには、航空会社等に対する周知活動等が必要であり、活動・成果目標等の実現状況を見つつ、必要な改善を図ることとする。   | いただいたご指摘を踏まえ修正。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。  | <a href="#">Visit Japan Web の利用促進のための周知等に係る経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a> |
| 国際協力実証費(日本及びベトナムにおける現地セミナーの開催)    | 日本国内閣官房及び総務省とベトナム国首相府は、行政改革を推進するため、電子政府の分野における協力関係を構築するべく、令和元年(2019年)8月に協力覚書を締結した。同覚書では、具体的な協力分野として、(1)電子政府の法的及び組織的枠組みの構築並びにその他のベストプラクティスに関する知見の共有、(2)中央省庁における IT マネジメント及び電子政府情報システムの利用に関する能力向上を挙げており、協力方法として、(1)専門家及び訪問団の相互派遣、(2)セミナー、会議及び研修の実施を掲げている。／これらの事業を通じて、ベトナム国の電子政府分野における法的及び組織的枠組みの構築を進展させるとともに、現地職員の能力向上を図り、ひいてはアジア諸国における日本のプレゼンス向上を企図するもの。 | ベトナム政府は行政改革の一環として電子政府化を推進しており、平成30年(2018年)8月には首相を委員長とする「電子政府国家委員会」を設置した。電子政府の推進に向け、安全保障の観点から、信頼性のある日本からの支援を求めていたことから、協力覚書の締結に至ったものである。   | 令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルスの影響で、海外渡航や行動に制限がかかったことから、その後ベトナムとの間で具体的な実施に向けた協議が進展せず、2024年度で終了。  | 令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルスの影響で、海外渡航や行動に制限がかかったことから、その後ベトナムとの間で具体的な実施に向けた協議が進展せず、2024年度で終了。  | <a href="#">国際協力実証費(日本及びベトナムにおける現地セミナーの開催)   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>    |
| Web3.0の推進に向けた環境整備                 | 事業の目的／ブロックチェーン技術を基盤とする NFT(非代替性トークン)や DAO(分散型自律組織)等のイノベーションにより、中小・小規模企業や個人であっても、グローバル市場と直結することで、グローバル水準の高い価格設定ができる可能性がある。こうしたイノベーションが到来していることを踏まえ、Web3.0の推進に向けた環境整備を進める。  | デジタル社会においては、デジタル技術の応用によるユーザーの利便性増大や我が国産業の国際競争力の強化のため、デジタル関連技術の研究開発が重要であるところ、現状、分散台帳技術を用いたデジタル資産の市場が、急速に拡大し、新たな経済のフロンティアとして注目されている。一方、暗号資産の漏洩や障害、詐欺による消費者被害、海賊版による権利者の被害、資金洗浄やテロ支援への悪用などの事例も報告されており、その対応が課題となっている。  | 点検結果 Web3.0 に関する調査研究事業については、技術的進展や制度整備の状況を踏まえ、より効果的かつ持続可能な活用方針を検討する必要があると判断しました。そのため、2024年度に措置された予算については、拙速な執行を避け、社会情勢を注視しつつ、2025年度の実施に向けた戦略的な再設計を行っております。 | いただいたご指摘を踏まえ修正。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。  | <a href="#">Web3.0の推進に向けた環境整備   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>                 |
| デジタル社会推進標準ガイドラインの改定               | デジタル庁は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政府情報システムの整備及び管理に関する共通ルールであるデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等の改定を行うこととされている。本事業は、こうしたガイドライン等の策定・改定に向けた検討に必要なとなる政府情報システムに関する調査、分析、評価等の業務を実施するものである。   | 年間を通じて標準ガイドライン群の策定・改定を予定しており、そのための内部検討会等の開催、各省への意見照会・協議を実施を実施する必要がある。  | 毎年の標準ガイドライン群文書の改定を実施しており、適切に実施できているものと判断。  | 外部有識者から提言のあった事項の改善に取り組む。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努める。   | <a href="#">デジタル社会推進標準ガイドラインの改定   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>               |
| オンライン市役所サービスの推進に関する検討経費           | 「オンライン市役所サービス」の推進に係る施策として、国民の利便性の向上を図る観点から、引越し等の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する。  | 現状、その他の行政手続オンライン化の実装は進んでいるものの、死亡に関する手続のオンライン化はできていないため、今年度、実証等によりフィージビリティを確認する。  | アクティビティ 102 について順調に進んでいる   | 定量的なアウトカムの設定を引き続き検討すべきご指摘いただいた、成果目標「窓口での手続負担の軽減等による行政手続の利便性の向上」については、死亡診断書等のオンライン交付等の実現するための環境整備に係るものであり、死亡に関する手続のオンライン化はできていないため、今年度、実証等によりフィージビリティを確認することとしております。死亡に関する手続のオンライン化の環境整備(実証等によりフィージビリティを確認する段階)であるため、定量的な目標の設定は現時点で困難と考えております。また、引き続き、事業の有効性・効率性・成果について適切かつ的確に検証し、効率的執行に努めます。 | <a href="#">オンライン市役所サービスの推進に関する検討経費   行政事業レビュー見える化サイト RS システム</a>           |

|                                |   |  |   |   |   |
|--------------------------------|---|--|---|---|---|
| 公金受取口座登録制度<br>広報事業             | 公金受取口座の登録の仕組みの実現  | 2025年度以降は公金受取口座登録システムの事業にて予算要求・執行に伴い、2024年度をもって本事業単体での管理は終了とする。／※2025年4月1日より金融機関及び預金保険機構への委託業務開始。  | — | — | <a href="#">公金受取口座登録制度<br/>広報事業   行政事業<br/>レビュー見える化<br/>サイト RSシステム</a>            |
| 地方公共団体情報システム運用最適化支援事業          | 本事業は、国の支援の下、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定するとともに、計画に基づき実施する運用最適化を図るための事業（運用経費を含む。）を補助することにより、一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図ることを目的とする。                             | 地方公共団体情報システムの標準化について、原則2025年度末の移行期限に向けて、各地方公共団体における移行作業が進捗しているが、移行後のシステム運用経費について大幅な増加が懸念されている。デジタル庁では、地方公共団体の御意見も伺いながら、2025年6月に「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」をとりまとめ、本対策に基づき運用経費の抑制・適正化を図っているが、本対策に基づく各種施策を講じてもおお一時的に増加する運用経費について更なる対応が必要な状況。 | — | — | <a href="#">地方公共団体情報システム運用最適化支援事業   行政事業<br/>レビュー見える化<br/>サイト RSシステム</a>          |
| オンラインにおける適切な代理申請の実現・普及に向けた検討業務 | オンラインの申請手続き等における委任関係等の確認に必要な手続きの共通化を推進し、電子化や自動化により実際の確認事務に係るコストが軽減又は不要となることで、企業や行政機関等の省力化が実現されることを目指す。  | 法人向けの申請手続においては、法人の代表者が従業員や行政書士等に権限を委任して代理申請を行う場面が多い。近年、詐称などの脅威となる技術の高度化や関係法令の改正等により、本人確認や資格確認等の厳格化が求められているが、本人確認に関するガイドラインは改定が行われている一方で、代理申請に際して必要となる確認・検証をどのように行うべきかについては整理されておらず、自治体等において適切な代理申請手続の整理・具体化が求められている。                                     | — | — | <a href="#">オンラインにおける適切な代理申請の実現・普及に向けた検討業務   行政事業<br/>レビュー見える化<br/>サイト RSシステム</a> |
| 電子的な属性証明の活用推進における要件等の策定業務      | 各種証明書（身分証明書、資格証明書、その他の属性証明書等）のデジタル化において、VC（ベリファイアブル・クレデンシャル）・DIW（デジタル・アイデンティティ・ウォレット）を用いた電子化及び高度化を実現することで、検証可能・機械処理可能な形式での証明書発行・提供を可能とし、行政手続のデジタル完結や官民でのデータ利活用等を推進する。 | 証明書等のデジタル化において、現在主流のPDF等による発行・提供方式では、文書の編集・偽造が容易であり、なりすましリスクが高いという課題がある。また、人の目視確認は可能だが機械による自動データ処理ができない構造となっており、AI等を用いたデータの利活用にも課題がある。   | — | — | <a href="#">電子的な属性証明の活用推進における要件等の策定業務   行政事業<br/>レビュー見える化<br/>サイト RSシステム</a>      |

## ※＜デジタル社会の実現に向けた重点計画(関係部抜粋)＞

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

我が国が直面する人口減少・労働力不足の中で、極力不要な人手を介さない、無駄・不便を生み出さないといった、需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られるようにするため、「構造改革のためのデジタル原則」等を徹底し、政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行い、「三位一体」で取組を推進することにより、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。

#### (3) 競争・成長のための協調

##### ③ 国の情報システムの最適化

国の情報システムについては、個別に開発・運用することは極力避け、情報システムの共通化・標準化を基本とし、既成の SaaS を可能な限り活用することを徹底する。デジタル庁は、共通で利用できる機能の部品化を進め、共通機能、API、SaaS のカタログを整備するとともに、ガバメントクラウドを活用した情報システムの効率的な活用を支援する。

2024 年臨時国会で成立した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の一部改正法により、国以外の機関(地方公共団体、独立行政法人、民間公共 SaaS 事業者等)のガバメントクラウド利用料についてデジタル庁が納付を受けた上で、一括支払を行うことが可能となった。ガバメントクラウドの活用は、災害発生時の行政機能の継続等のレジリエンスの確保やセキュリティの確保等に資する観点からも重要であり、国及び国以外の機関の利用料を合算した上での大口割引(ボリュームディスカウント)等により、国、地方公共団体、独立行政法人等の情報システムのガバメントクラウド利用を着実に進めていく。また、公共情報システムの開発に際して、ガバメントクラウドを利用する機関の費用負担の抑制に資することを前提に、国が、開発者向けの環境をガバメントクラウド上で提供することで、開発時からデジタル庁がセキュリティ確保のための統制をきかせた上で迅速かつ安定的な開発ができる環境を用意することを検討する。

GSS についても、各府省庁のネットワーク更改等を契機に、引き続き導入を進めていく。また、政府内で共通した職員認証、旅費、物品、公文書管理、人事管理、公共工事の電子入札などに関する府省共通システムについても、重複投資を避け、政府内での効率的な整備・運用に取り組んでいく。

デジタル庁及び各府省庁は、令和7年度までの運用等経費等の3割削減目標の実現をはじめとしたコスト削減と費用対効果の最大化に向けて、引き続き、最大限に取り組む。このため、以下の具体策を進める。

- ・ 3割削減の進捗状況において削減実績が十分でない府省庁について、PMO 機能を強化しつつ、デジタル庁が案件の優先順位を精査するなど、重点的に対策する。3割削減の目標年度(令和7年度)において、デジタル庁は、予算執行段階レビューを厳格に行う。また、予算要求前レビュー結果は、財務省の予算編成においても一層活用する。デジタル庁が積算根拠及び費用対効果の妥当性を確認できない状況では、原則、各府省庁は、当該案件に係る予算要求・執行を行わない。
- ・ デジタル庁のクラウドサービスに関する専門知見を活用し、各情報システムのガバメントクラウドの利用検討と最適化した上での移行を推進する。
- ・ 各情報システムのライフサイクルでの費用対効果の可視化を徹底する。特に行政事務の効率化効果の発現状況まで可視化することを開始し、予算配分の見直しにも活用していく。